

## 第6章 福祉政策

第1節 概要	91
第1項 福祉制度の変遷	91
第2項 シンガポールの福祉政策の現状	92
第2節 福祉行政を所管する組織	92
第1項 社会・家族開発省	92
第2項 法定機関（庁、審議会及び協議会）	94
第3項 人民協会	95
第4項 ボランティア団体	95
第3節 CPF 制度	95
第1項 CPF 制度の概要	95
第2項 CPF 制度の補完制度	101
第4節 シンガポールの医療保障制度	101
第1項 医療保障制度の概要	101
第2項 各種医療保障制度	101
第3項 シンガポールの病院	102
第4項 パイオニア世代パッケージ	103
第5節 各種福祉政策	104
第1項 家庭関係	104
第2項 青少年保護（児童虐待対策含む）	104
第3項 高齢者	105
第4項 低所得者・生活困窮者	105
第5項 障害者	106

第6項 少子化対策	-----106
第6節 今後の課題	-----107

## 第1節 概要

シンガポールの福祉政策は、中央積立基金(Central Provident Fund：以下 CPF)と呼ばれる強制貯蓄制度を軸とした“自助”を基本理念としている。加えて家族、ボランティア団体等を中心とした地域のサポートによる“互助”、及び政府によるボランティア団体等の支援を通じた“間接的援助”がある。自助を基礎としているため、シンガポール政府は、医療費支出を含めた社会保障に係る支出を必要最小限にとどめている。以下、シンガポールの CPF 制度と医療保障制度を中心に説明する。

### 第1項 福祉制度の変遷

#### 1 独立以前の福祉政策

シンガポールの近代史が始まる 1819 年（スタンフォード・ラッフルズ卿のシンガポール上陸）から第二次世界大戦が終了するまで、イギリス植民地政府による福祉活動に際立った動きは無く、ほとんどがボランティア団体の手で行われていた。

1946 年 6 月、イギリス植民地政府はシンガポール社会福祉局（Singapore Department of Social Welfare）を設立した。同局は食料、社会事業、救済、青少年福祉、女性・少女の 5 部により構成されるシンガポールにおける初めての近代的な福祉行政組織であった。また、社会福祉審議会（Social Welfare Council）が設置され、同局と各種団体との連絡調整や福祉行政に係る審議を行った。

1955 年には、CPF 制度が発足した。これは、勤労者が定年退職または不慮の事故等で働けなくなった場合に、経済的な保障を行う目的で被雇用者と雇用者双方が給与の一定割合を積立てる一種の強制貯蓄制度で、以来、今日までシンガポールにおける福祉政策の中心的な役割を果たしている。

#### 2 #人民行動党（PAP：People's Action Party）による福祉政策

1959 年、英連邦自治州として初の選挙が行なわれ、総議席数 51 議席中 43 議席を占めた PAP が政権を獲得し、現在に至るまで安定政権を維持している。同党は、貧しい人々の生活や福祉の向上を公約の一つに掲げており、現在のシンガポールの福祉制度は、同党の政権により作られたものと言える。

同党は、1959 年シンガポール社会福祉局を社会福祉省に改組し、その業務を拡充していくと同時に、女性や児童保護といった専門分野における助言委員会（Advisory Committee）を設立した。

政府の法定機関で、特に重要な役割を果たしているのが、1960 年に設立された人民協会（PA：People's Association）である。これは、コミュニティ活動を

通じた、結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、現在も地域活動の中心的役割を果たしている。

1968年には、それまでボランティア団体により行われてきた障害者への支援活動をまとめる政府組織として、シンガポール社会福祉審議会（Singapore Council of Social Service）が設立された。これにより、政府の福祉政策の手が初めて障害者まで届くことになった。その後、同審議会はその対象を高齢者や児童にも広げ、現在、組織変更により国家社会福祉審議会（NCSS：National Council of Social Service）として活動している。

## 第2項 シンガポールの福祉政策の現状

シンガポールの福祉政策は、①自助②互助③間接的援助の3つの原則に基づいて実施されている。まず、基本として老後の生活や医療は国民の自助により行われることを目指している。（「自助の原則」）しかし、何らかの理由により自活が出来ず援助が必要な人たちは、家庭や地域社会を中心とした福祉ボランティア団体による互助により救済することとしている。（「互助の原則」）このため政府は、家庭や地域社会の結束を奨励するとともに、ボランティア団体の育成や組織化を行っている。

また、自助、互助では救済できない場合には、政府が救済の手を差し伸べることになるが、この場合においても、政府は困窮者に対し直接資金等の補助を行うことをなるべく避け、ボランティア団体等に対し必要な財源的援助等を行うことにより、間接的に困窮者を援助することを原則としている。（「間接的援助の原則」）。

## 第2節 福祉行政を所管する組織

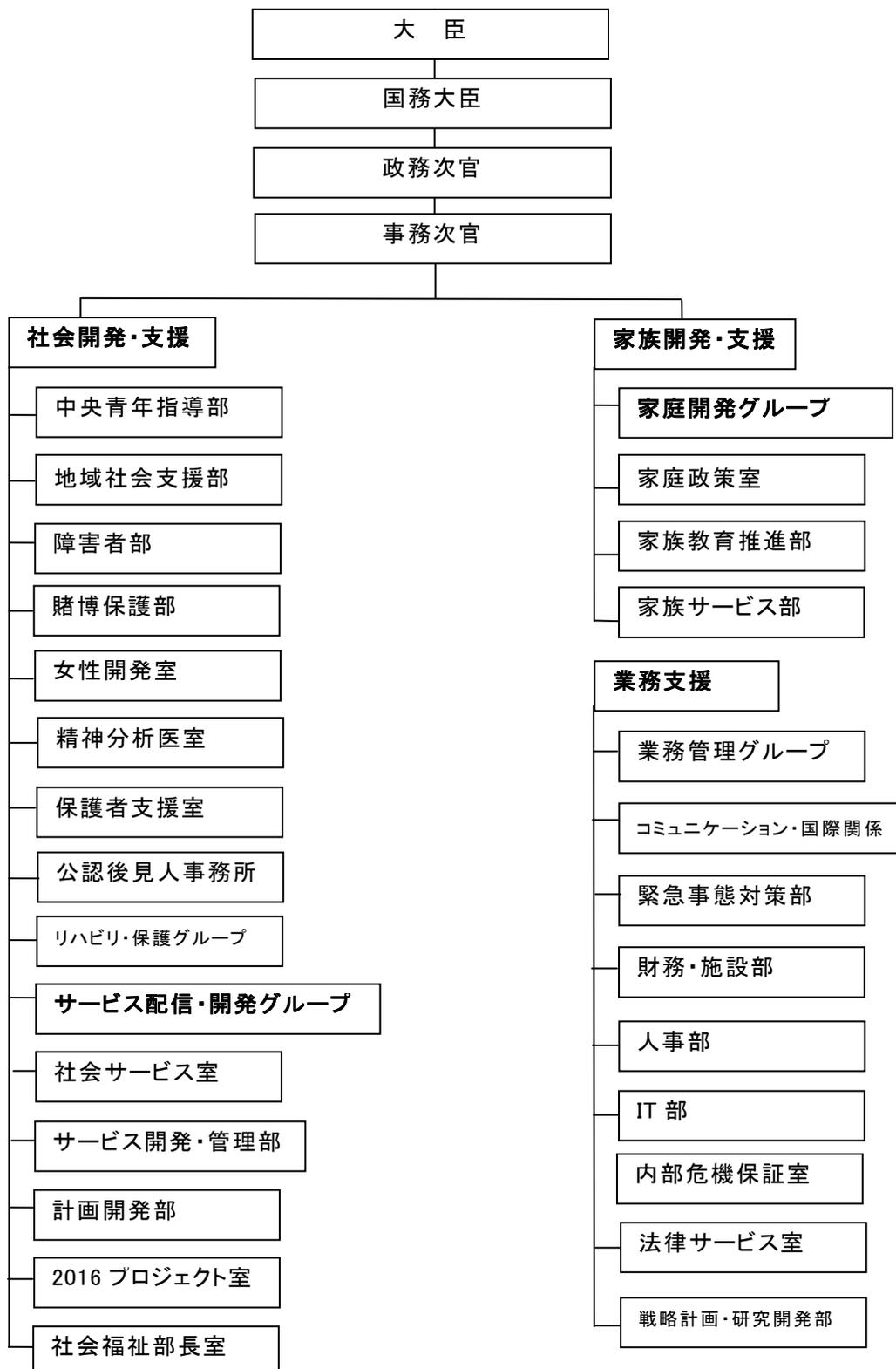
### 第1項 社会・家族開発省

#### **(Ministry of Social and Family Development)**

社会・家族開発省は、その任務を、「法定機関やボランティアの福祉組織（VWO：Voluntary Welfare Organization）と共に国民全ての生活に手を差し伸べ、それにほんの少し力を添えることにある。」としている。この任務を達成するため、住民がお互いの世話をし合う地域社会を育成する努力をしている。また、地域社会を、より健全なものにするため、その構成単位である家庭が、家族を育て、世話をする能力を高められる環境を提供する政策を行っている。

図表 6 - 2 - 1 - 1 「社会・家族開発省及び法定機関組織図」

(出所：社会・家族開発省 Website)



(2014年12月最終更新)

## 第2項 法定機関（庁、審議会及び協議会）

社会・家族開発省は、法定により次の庁、審議会及び協議会を所管する。

### 1 国家社会福祉審議会

#### **(NCSS: National Council of Social Service)**

社会・家族開発省が所管する福祉政策の多くが、法定外機関の福祉ボランティア団体（VWO：Voluntary Welfare Organization）によって行われている中、国家社会福祉審議会は、これら VWO の活動の調整機関としての役割を果たしている。

同審議会は、「すべての個人はその能力や環境にかかわらず、可能性を最大限生かし、社会において威厳を持って生きるに値する。」との考え方を基本理念としている。この理念に基づき、審議会は、ボランティアの福祉団体や民間企業、地域や政府と協力して、効率的かつ効果的な社会福祉政策を実行するとともに、将来にわたって必要となるボランティア活動の奨励を行っている。

### 2 子ども開発庁

#### **(ECDA: Early Childhood and Development Agency)**

子ども開発庁は、幼い子どもの成育制度を監視している。子どもたちの才能を伸ばすための施設やそのためのインフラ、人材を確保するマスタープランを持ち、低- 中所得層の家族でも質の高い小学校教育が受けられるよう補助金を出している。公的教育機関を指導し、親たちに子どもの育て方について啓発普及を行っている。

### 3 家族ビジネス協議会

#### **(Businesses for Families Council)**

家族ビジネス協議会は、会社を起こすなどビジネスを行う家族に対してインフラ環境を整備しサービスを提供している。これは家族にとってもビジネスにとっても有益であり、家族の構成員がともに仕事をすることを楽しめるようサービスや製品を提供することで家族ビジネスの可能性を豊かにするために設置されている。

### 4 賭博問題国家協議会

#### **(National Council on Problem Gambling)**

賭博問題国家協議会は、個人や家族、社会が賭博から生じる問題が減少するよう解決に取り組んでおり、そのためにアドバイスを行っている。また、公的教育機関、公的相談機関、賭博場を運営している組織などへの効果的な対策を実施している。また、カジノ管理法に基づいたカジノ規制、賭け事から生じる問題を調査し、解決を図っている。

## 5 人生のための家族協議会

### (Families for Life)

人生のための家族協議会は、2006年の5月、国家家族協議会として設立された、家族間で生じる問題、紛争等の相談機関である。この協議会は、①シンガポールにおける弾力性のある「家族」の形成の促進、②家族政策、家庭内教育、調査・サービスを政府が行う上での助言、③家族環境を整える上での公的機関やそれ以外の機関への支援・助言を行うことを目的としている。

## 第3項 人民協会

人民協会は、政府の政策を正確に住民に伝え、また住民からの要望を汲み上げるための草の根組織（Grassroots Organization）を育成しようとする政府の試みの中で、その主導的役割を担う組織として、シンガポール独立前の1960年に設立された。

同協会は教育、社交、文化、スポーツ、レクリエーションやその他様々なコミュニティ活動を通じ、結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、地域レベルの活動の中心的役割を果たしている。

## 第4項 ボランティア団体

ボランティアを福祉活動の主体的担い手としているのは、「福祉活動は政府が直接行うよりも、ボランティア団体が行う方がよい。それは、ボランティア団体はその分野や地域に精通しており、個々の事情にも明るいため、より実情に応じた運営を行うことが出来るからである。また、国民が自活し、地域をはじめとした互助の精神を養うためにも、政府が差し伸べる救済の手はなるべく人々に見えない方がよいからである。」との考えに基づいている。

ボランティア団体は、児童、青少年、心身障害者、高齢者福祉などを行うものから、特定の民族や宗派の者のみを対象にしたものまで多岐にわたっている。

## 第3節 CPF 制度

### 第1項 CPF 制度の概要

#### 1 制度の成り立ち

1953年12月、中央積立基金令（Central Provident Fund Ordinance）が制定され、1955年7月1日にCPF制度が発足した。この制度は、全てのシンガポール国民及び永住権取得者を対象とする強制貯蓄制度で、日本の社会保険で採用されている「賦課方式」でなく、「完全積立方式」を採用しており、拠出金は政府が定める一定の拠出率に従って拠出され、被雇用者自身のCPF口座に貯まっていくものである。（図表6-3-1-1「CPF加入者数と基金総額の推移」参照）。定年後の経済的な保障の他、住宅・医療・大学ローンの

支払いなどにも利用が可能で、総合的な社会保障制度として機能している。

政府は、CPF 制度を次のように説明している。「CPF 制度は、大多数のシンガポール国民に対し、住宅や必要とされる医療を提供する。この制度の庇護の外におかれた少数の国民は、政府や国民、地域社会そして福祉ボランティア団体が提供する福祉サービスのネットワークによって救済される」。このように、シンガポールの福祉政策は、CPF 制度を基礎とし、他の補完的制度により形成されている。

図表 6－3－1－1 「CPF 加入者数と基金総額の推移」

(出所：2013 年中央積立基金庁年次報告)

年	加入者 (人)	基金総額 (百万 S\$)
1955 年	180,000	9.0
1995 年	2,683,525	66,035.4
2007 年	3,163,038	136,586.9
2008 年	3,234,390	151,307.1
2009 年	3,291,309	166,804.0
2010 年	3,343,349	185,888.0
2011 年	3,376,335	207,545.5
2012 年	3,418,569	230,157.7
2013 年	3,507,645	252,968.7

## 2 CPF の仕組みと拠出率

### (1) 所管組織

CPF を所管する中央積立基金庁は、人的資源省 (MOM : Ministry of Manpower) の法定機関で、大統領に任命された議長、副議長及び 13 人の委員から成る委員会が構成され、その下に実際の運営を行う事務局を持つ。

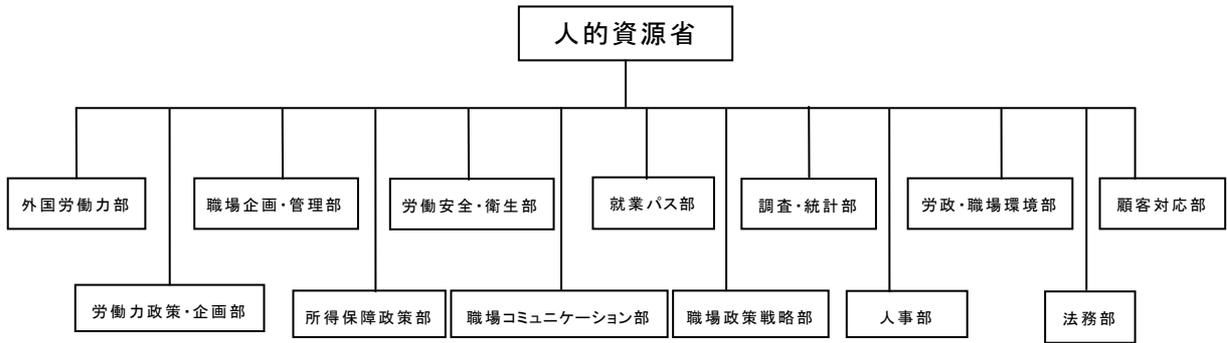
(図表 6－3－1－2 「人的資源省組織図」及び図表 6－3－1－3 「中央積立基金庁組織図」参照)

### (2) 対象者

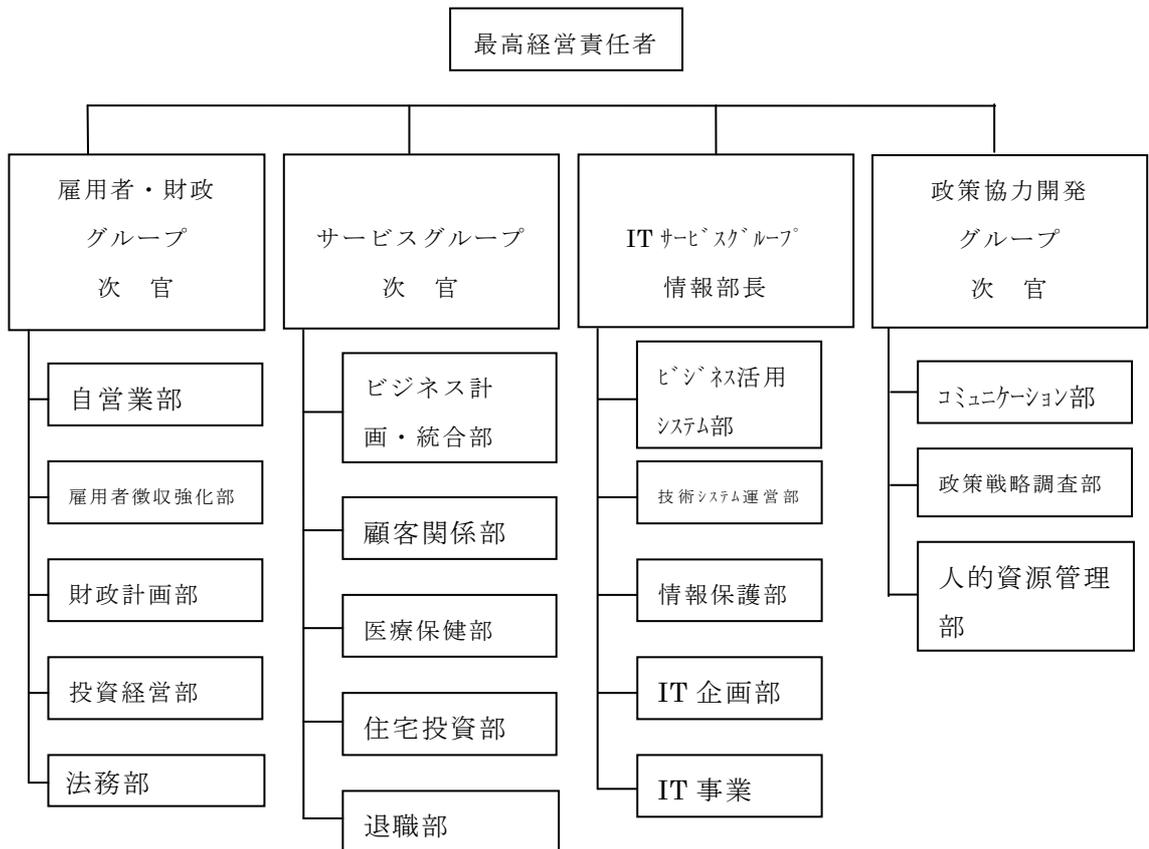
CPF は、全てのシンガポール国民及び永住権取得者で、国内で働く者が対象である。また、国民が外国船籍の船舶等に勤務する場合も対象となる。現在、これらの者のうち、月収 500S\$ を超える被雇用者、月収 50S\$ を超える被雇用者を抱える雇用者、及び年収 6,000S\$ を超える自営業者に CPF の拠出義務がある。

図表 6-3-1-2 「人的資源省組織図」

(出所：人的資源省 Website)



図表 6-3-1-3 「中央積立基金庁組織図」(出所：中央積立基金庁 Website)



(2014年7月14日現在)

### (3) 拠出率

制度発足当時は、雇用者と被雇用者がそれぞれ給与の5%ずつ、計10%を拠出するものであったが、拠出率は、不況時に雇用者の負担を減らすため、雇用者拠出率を大幅に削減するなど、これまで社会情勢の変動に応じ、何度も見直されてきた。2014年1月には、低賃金労働者に定年後の貯蓄を促すため、これまで拠出率が満額で適用される月収の下限が1,500S\$以上だったものが、雇用者は50S\$以上、被雇用者は750S\$以上から引き下げられている。被雇用者は月収が500S\$以上750S\$未満の場合、異なった拠出率が適用されている。

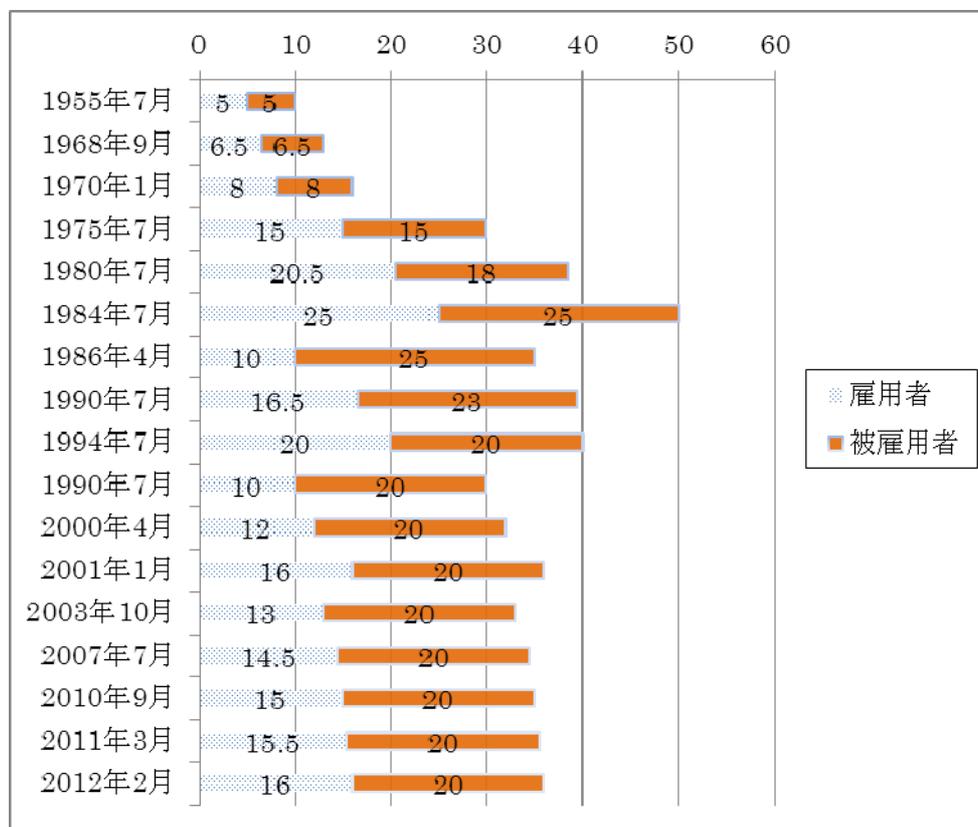
現在(2014年1月時点)の拠出率は、例えば、月収が750S\$以上で50歳以下の場合は、雇用者が給与の16%、被雇用者が給与の20%であり、給与額の36%が被雇用者自身のCPF口座に貯まっていくことになる。(図表6-3-1-4「CPF拠出率の主な変動」参照)。

また、年齢や収入によって拠出率は異なり、高齢者の継続雇用を容易にするための措置として、51歳以上では、拠出率が引き下げられている。現在の年齢別の拠出率は以下のとおりである。(図表6-3-1-5「CPF年齢別拠出率」参照)

公務員もCPFに加入する義務があるが、退職年金(一定の条件を満たした者が任意で加入できる)の支給対象であるか否かで拠出率は異なり、対象である場合、拠出率は軽減されている。自営業者については、医療費の支払いに利用されるメディセイブ(後述)分を拠出する義務がある。

図表 6-3-1-4 「CPF 拠出率の主な変動」

(出所：中央積立基金庁 Website)



※月収 1,500S\$以上で 50 歳以下の場合。  
 ※2014 年 1 月以降は月収 750S\$以上から適用。  
 ※この表に記載した以外にも拠出率の変動はある。

図表 6-3-1-5 「CPF 年齢別拠出率」(2014 年 1 月現在)

(出所：中央積立基金庁 Website)

年齢	雇用者 拠出率	被 雇用者 拠出率	合計	積立内訳 (※)		
				普通 口座	特別 口座	メイ セイブ
35 歳以下	16%	20%	36%	63.9%	16.7%	19.4%
36 歳以上 45 歳以下	16%	20%	36%	58.3%	19.4%	22.2%
46 歳以上 50 歳以下	16%	20%	36%	52.8%	22.2%	25.0%
51 歳以上 55 歳以下	14%	18.5%	32.5%	41.5%	29.2%	29.2%
56 歳以上 60 歳以下	10.5%	13%	23.5%	51.1%	8.5%	40.4%
61 歳以上 65 歳以下	7%	7.5%	14.5%	24.1%	10.3%	65.6%
66 歳以上	6.5%	5%	11.5%	8.7%	8.7%	82.6%

※月収 750S\$以上のケース。  
 ※積立内訳については下記参照。

#### (4) 利率

積立金には、普通口座には最低年利 2.5%以上、特別口座及びメディセイブには 4.0%以上の利子をつけることが法律で定められている。なお、この積立金及び利子収入は、ともに非課税である。

### 3 #CPF 口座の内訳

積立てられた拠出金は、加入者が 55 歳になれば、最低限度額（万一の場合に備え保留しなければならない金額）を残して引き出すことが出来る。また、55 歳以前でも、特定の利用目的に限っては引き出すことが許されており、利用目的にしたがって、拠出金は以下の三種類の口座に分けて積み立てられている。引き出し目的の多くは住宅購入であるが、株式の購入等の投資目的でも、政府の認可した対象であれば引出し可能となっている。最低限度額は、2014 年 7 月 1 日より 155,000S\$（約 13,330,000 円（1S\$ ≒ 86 円で計算）となっている<sup>1</sup>。

#### (1) 普通口座 (Ordinary)

積立金のうち、例えば、35 歳以下の場合、その 63.9%は普通口座に積立てられる。これは、住宅購入、政府が認可した対象への投資、保険、教育費及び両親の CPF 口座に上乘せするために引き出すことが出来る。

#### (2) メディセイブ (Medisave (医療補助口座))

1984 年に導入された医療費支払いのための強制貯蓄の口座で、55 歳までに 43,500S\$（約 3,741,000 円）を積立てしなければならない（2014 年 7 月 1 日以降の適用額）。35 歳以下の場合、積立金のうち 19.4%はメディセイブに積立てられる。これは、加入者やその扶養家族の入院費や医療費用のために引き出すことが出来るが、通常外来診療には適用されない。

#### (3) 特別口座 (Special)

35 歳以下の場合、積立金のうち 16.7%は特別口座に積立てられる。これは、定年後または不慮の事態に備え留保され、加入者やその扶養家族の入院費や医療費用のために引き出すことが出来る。

---

<sup>1</sup> 2014 年 8 月、政府は CPF 口座の改革を発表した。主な内容は、CPF の口座残高の少ない低所得者で高齢者向けに補助金を振り込む新スキーム「シルバーサポート」、65 歳以上の口座加入者に対し、CPF の最低維持残高から 20%を上限に引き出しを可能にすること、最低維持残高を 2015 年 7 月から現行の 155,000 から 161,000 に引き上げることである。

## 第2項 CPF制度の補完制度

### 1 #メディシールド(Medishield)、インカムシールド・プラス(Incomeshield Plus)

CPF口座の一つであるメディセイブで対応できない高額の治療費が必要になった時のために備える保険である（詳細は後述する）。

### 2 #扶養家族保護制度（DPS : Dependants' Protection Scheme）

当該制度加入者が60歳以前に死亡または心身に障害を持つこととなった場合、家族または本人に最高46,000S\$を支給するものであり、加入は任意である。掛け金は、年間36S\$～260S\$である。

### 3 #住宅保護制度（Home Protection Scheme）

CPFを使ってHDB住宅（公共住宅）のローンを返済している全ての人に加入義務がある。購入した住宅のローンを完済するまでに加入者が死亡または心身に障害を持つこととなった場合、残りのローンに当てられることになる。なお、保障期間は65歳までとなる。

### 4 #その他

民間保険会社が運営する保険も各種あり、契約件数は近年増加の傾向にある。CPF加入者は生命保険料を自分のCPF口座（Medisave）から支払うことが出来る。

## 第4節 シンガポールの医療保障制度

### 第1項 医療保障制度の概要

政府は、メディセイブやそれを補完するメディシールドといった医療保障制度を整備しているが、保障内容や保障金額には様々な制限があり、日本の国民皆保険制度とは大きく異なるものとなっている。このようにシンガポールでは、独自の医療保障制度により、総じて医療費における政府負担を抑えていると言える。

### 第2項 各種医療保障制度

#### 1 #メディセイブ

既述のとおり、メディセイブは医療費支払いのための強制貯蓄の口座で、入院費や特定の外来診療費用などの医療費用のために引き出すことが出来る。具体的には、糖尿病や高血圧、脳卒中といった慢性疾患や、予防接種、MRIスキャン、CTスキャン、透析治療、放射線治療、化学療法などの外来診療へ

の適用が可能となっている。一方で、一般外来診療や外来処方箋は対象外となっている。

メディセイブの利点としては、積立金に対して4%の高い利息が付されることが法律で定められていること及び積立金の家族への適用が可能な点にあると言える。

## 2#メディシールド/インカムシールドプラス

メディシールドは、メディセイブを補完する医療保険制度である。CPF Board が運営する公的医療保険で、全人口の8割以上が加入しており、公立病院における入院治療や高額検査、一部の外来診療に適用できる。メディセイブ同様、通常外来診療は適用外である。また、90歳以上の高齢者は加入対象外である。

シンガポール政府は、今後メディシールドの制度を大幅に見直し、2015年末にはメディシールド・ライフという新制度へ移行することを発表している。これにより、これまで任意だった加入の強制化、加入年齢制限の撤廃、給付対象外だった既往症の給付対象化、低所得者層への保険料補助制度が創設される予定である。

インカムシールドプラスは、高所得者向けの準公的医療保険で、政府系企業の NTUC Income Insurance Co-operative Limited により運用されている。この保険の最大の特徴は、メディシールドでは認められない私立病院の診察も支払対象となることである。保険適用疾患はメディシールドに準じている。

## 3#メディファンド

生活困窮者に対する医療費補助を目的とした基金で、セーフティーネットとしての位置づけである。公立病院の医療費の支払いにおける補助で、メディセイブを使用しても不足する場合のみに適用される。

### 第3項 シンガポールの病院

#### 1#公立病院

公立病院は東部を担当する National Healthcare Group(NHG)と西部を担当する Singapore Health Service(Sing Health)の二つのグループに分けられている。

一般外来診療の多くは、公立病院もしくは系列の診療所（クリニック）で行われている。診療費は処方箋を含め1回の受診で、目安として20~30S\$程度（1,720円~2,580円）と割安である。これは、診療経験年数の浅い医師を診療所に配置するなどして、経費を低く抑えるよう工夫しているためとされる。

## 2 #民間病院

主に富裕層を対象とし、医療費の支払いには民間の保険が適用されることが多いが、インカムシールドプラスを利用することも可能である。シンガポールを代表する民間病院の Parkway Group Healthcare 通称「Gleneagles」は、アジア各国に病院チェーンを展開している高度な医療サービスを提供するグループで、シンガポールでは、Mount Elizabeth、Gleneagles Hospital、East Shore Hospital の 3 総合病院を展開している。これらの病院では、原則 10 年以上の診療経験を持つ医師が、病院内の部屋を借りて開業という形態をとり、病院側は開業医に対して、レントゲンや手術室、病棟使用の契約を結ぶ形となっている。また、株式会社の形態を採っているため、世界中から資金の調達が可能であり、患者のニーズに合わせた質の高い医療を提供し、医療ツーリズムを一つの産業と考えるシンガポール政府の官民を挙げた取組により、世界中から多数の患者を集めることに成功している。

## 第 4 項 パイオニア世代パッケージ

2014 年より、シンガポール政府は、シンガポールがマレーシアから独立した 1965 年に 16 歳以上だった国民をシンガポール建国に大きく貢献した「パイオニア世代」と位置付け、彼らの努力に報いることを目的として「パイオニア世代パッケージ」と銘打った各種支援策を実施することを発表した。この支援の主な目的はパイオニア世代に対する医療制度の厚遇化である。2014 年に 65 歳以上の年齢となるパイオニア世代に対するこれらの優遇施策を見ても明らかのように、シンガポール政府は今後高齢化していく社会の医療及び介護に関するニーズに応えるために必要な政策を立案していくものと思われる。

### 1 外来患者に対する補助

パイオニア世代の外来患者に対する医療費や医薬品に対する半額補助や、パイオニア世代の身体障害者に対する年 S\$1,200 (約 103,200 円) の支援金の支給等。

### 2 メディセーブ積立金の支給

パイオニア世代に対しメディセーブの積立金として年齢区分に応じて年 S\$200～S\$800 ドル (約 17,200 円～68,800 円) を支給。

### 3 医療保険料の補助

これまで任意加入の医療保険であったメディシールドが、今後、強制加入であるメディシールド・ライフに移行することに伴い、パイオニア世代に課す保険料の 40～60%を補助金として助成。これにより、65 歳～79 歳の世代

は年 S\$815～S\$1,250（約 70,090 円～107,500 円）の保険料が S\$0～S\$291（約 0 円～25,026 円）に、80 歳以上は年 S\$1,250～S\$1,530（約 107,500 円～131,580 円）が全額補助される。

## 第 5 節 各種福祉施策

### 第 1 項 家庭関係

#### 1 #両親扶養法 (the Maintenance of Parents Act (chapter 167B))

1995 年に制定され、60 歳以上の自活できない両親の扶養（月々の生活費の拠出）をその子供に義務付けるものである。更に、1996 年 6 月には、子供に対し扶養の強制を図る裁定機関として「家族扶養裁判所」が設置された。子どもが高齢の両親を扶養する能力があるにもかかわらず扶養しない場合、その両親の申し立てにより同裁判所が扶養にかかる審議を行う。裁判所がその子どもが扶養可能と判断した場合、裁判所の命令として扶養の義務を負うことになる。

#### 2 #ファミリー・サービス・センター (Family Service Centres)

家庭に対して様々なサービスを提供する機関として 1991 年に導入された、地域社会レベルの施設である。子供から高齢者まで、それぞれの年代に向けた各種プログラムや、ソーシャルワーカーによるカウンセリングなどを実施している。社会・家族開発省、国家社会福祉審議会、共同基金及び公営賭博管理庁の支援を受け、福祉ボランティア団体（VWO：Voluntary Welfare organization）によって運営されている。2013 年 7 月より社会・家族開発省が監督庁となっている。2014 年 7 月現在、全国で 43 施設がある。

### 第 2 項 青少年保護（児童虐待対策含む）

#### 1 #学童保育センター (SCCs：Student Care Centres)

子供達の両親の多くは共働きであり、学校が終わると子供は家庭や学校の目の届かないところにいることになる。そのため、この時間帯に学齢期の子供（7 歳から 14 歳）を預かり、宿題や遊びを監督したり、レクリエーション活動を提供したりするものである。2012 年現在、全国で 390 の施設がある。

なお、社会・家族開発省は、月収 2,500 S\$以下の家庭に対し、子供を学童保育センターに預ける費用を補助する制度（SCFA：Student Care Fee Assistance）を設けており、子供が空き時間を有効に利用できる仕組みを整えている。

## 2 #児童虐待対策等

社会・家族開発省が中心となり、警察やボランティア団体等と連携を取りながら、児童や青少年を虐待から守る努力をしている。また、里親事業（Fostering Scheme）や、ボランティア団体によって運営される子供の家（Children's Homes）により、保護者の病気、虐待や養育放棄等により養育に欠ける子供の保護を図っている。

## 第3項 高齢者

### 1 #家族との同居推進政策

高齢者の家族間によるケアを維持するため、政府は多世代の同居を推奨しており、同居世帯には、所得税の控除などのインセンティブを与えるなど、同居を推奨する仕組みを構築している。

### 2 #地域互助

高齢者が社会から取り残されないよう、地域社会で高齢者を支えるネットワークづくりが推進されているほか、高齢者を抱える家庭に対しても援助を行っている。また、高齢者クラブの設置、話し相手になるサービス、食事の提供、相談、デイ・ケア施設の提供などが行われている。

### 3 #住環境の整備（バリアフリー化）

1995年から、社会開発青年スポーツ省（現、社会・家族開発省）とHDB住宅を管理する住宅開発庁（HDB：Housing & Development Board）の共同事業として、HDBの賃貸住宅に居住する高齢者の住環境を改善（手摺の設置、段差の解消等）する事業が行われている。また、HDBの各ブロックには、高齢者活動センター（SAC：Senior Activity Center）を設立し、高齢者宅の定期訪問やリクリエーションの提供など高齢者の生活を支援している。

### 4 #介護保険制度

シンガポールの介護保険制度は2002年に創設され、40歳を超えた時点で加入が義務付けられている。2007年に制度改革が行われ、従来の基本サービス保険である「Eldershield」に加えて、その上位保険となる「Eldershield Supplement」が登場した。月額保険料は収入に関係なく、前者は400S\$、後者は600\$を72か月納めると介護サービスの受給資格を得ることになる。

## 第4項 低所得者・生活困窮者

### 1 #生活保護（Public Assistance Scheme）

高齢や病気などの理由で働くことが出来ず、また扶養者も無い者に対し

ては、生活保護制度があり、家族規模に応じて月額 450S\$（単身者）から 1,180S\$（4 人家族以上）の現金給付が受けられる。これに加えて、子どもがいる家庭は、子ども一人につき 150S\$が支給される。その他、無料の医療サービスや教育費の補助等の制度がある。また、生活困窮者を収容し、社会復帰を目指す「福祉の家（Welfare Homes）」が運営されており、国内に 10 か所設置されている。

## 2 #コミュニティケア一時補助制度(ComCare Transitions Scheme)

一時的に働くことができず支援が必要な家庭に対して、状況に応じて家賃、公共料金の補助や家計に最低限必要な額の月額補助、教育費、医療費の補助が支給される。シンガポール国民及び永住権者が対象となり、収入が月額 1,700 S\$以下又は世帯一人あたり収入が 550 S\$以下といった一定額の収入を下回る世帯に対して支給される。

## 3 #持ち家プラス教育事業(HOPE : Home Ownership Plus Education Scheme)

低所得家庭の収入を少数の子供の教育に集中させることにより、貧困の連鎖から脱却させることを目指すものである。以前実施されていた「小家族奨励事業」に代わるものとして、2004 年 1 月から導入された。この制度が適用される家庭は、教育費の補助（就学前教育から大学まで）、住宅ローンの補助金、親のスキルアップのための補助金等を受給することが出来る。

## 第 5 項 障害者

社会開発・青年・スポーツ省は、国家社会福祉審議会をはじめとする関係団体と協力し、障害者が身体的、精神的、また社会的な能力を向上させる助けとなる環境や機会の提供に努めており、特別教育、職業訓練、デイ・ケア、在宅介護、就職の斡旋などが行われている。

## 第 6 項 少子化対策

2001 年 4 月、少子化対策として、2 人目以降の子供が生まれた家庭に対し、子供が 6 歳になるまで 2 人目には毎年 500S\$、3 人目には毎年 1,000S\$の補助金（ベビー・ボーナス）を支給する制度が導入された。2008 年 8 月には対象、金額が拡大され、第 1 子も対象となった。支給期間も短くなり、2012 年 8 月からは、第 1 子、第 2 子は S\$6,000、第 3 子、第 4 子は S\$8,000 が、出産後の両親にかかる負担を軽減するために、1 年分を 3 回に分けて支給されており、出産し申請後 3 週間以内に 2/4 が、その後は出産後 6 か月目に 1/4、1 年目に 1/4 が支給されている。

更に、上記の給付に加え、子のために開設した特別口座（CDA : Child Development Account）に親が預金した額と同額が、第 1・2 子については

6,000S\$まで、第3・4子については12,000S\$まで、第5子以降については18,000S\$まで振り込まれることとなった。(図表6-5-6-1「ベビーボーナス支給額」参照。)この特別口座制度はこれまで子どもが6歳になるまでしか利用できなかったが、2013年1月からは、子どもが12歳になるまで利用できるよう制度が拡大されている。また、2008年10月からは、従来12週間であった有給出産休暇が16週間に延長された。

その他にも子供の人数に応じた税控除の適用や、ユニークな政策として政府の影響力の強い労働組合であるNTUC(The National Trades Union Congress)がお見合いパーティを主催するなど、少子化対策に向けた政府の懸命の努力を窺い知ることができる。

図表6-5-6-1 「ベビーボーナス支給額」(2014年7月現在)  
(出所：社会・家族開発省 Website)

出生順位	現金支給額	CDAへの政府 支給額の上限額	合計
第1・2子	6,000S\$	6,000S\$	12,000S\$まで
第3子	8,000S\$	12,000S\$	20,000S\$まで
第4子	8,000S\$	12,000S\$	20,000S\$まで
第5子以降	—	18,000S\$	一人につき 18,000S\$まで

## 第6節 今後の課題

シンガポールの“自助”を前提とした福祉・社会保障政策はこれまでのところ、うまく機能していると言える。しかし、社会を取り巻く環境の変化により、今後は、適宜修正を加えていくことが必要となってくるものと考えられる。特に問題になるのは、第一に少子・高齢化社会への対応である。2013年の合計特殊出生率は1.19であり、過去最低を記録した2010年の1.15より幾分上がったものの、未だ低い水準にある。一方、65歳以上人口の全人口に占める割合は2000年の7.2%から2013年は9.5%と2.3ポイント増加している。また、社会・家族開発省によると、2030年には65歳以上の人口比率が18.7%となる見込みで、少子・高齢化対策は政府の最重要課題の一つに位置づけられている。

第二に女性の社会進出による家庭内の高齢者等の扶助の不足である。女性の高学歴化と政府の女性労働力活用方針により女性の社会進出が進み、家庭内で高齢者等を扶助することが難しくなっており、同時に、家庭、地域で福祉活動の担い手を確保することが困難になりつつある。

最後に、国民の所得格差の問題である。国民の生活レベルが向上するにつれ、

所得格差が拡大し、政府の自助を原則とした福祉・社会保障政策は、各自の蓄えにより受けられるサービスが大きく異なるため、所得格差はそのまま老後や不慮の事故への備えの差になってくる。

これまで、政府は経済成長を優先し、国民一人一人が勤勉に働き、自分のことは自分で支えつつ、家族を養っていく社会を目指し、成功してきたといえる。しかし、今後は経済先進国として、自助・互助の精神を軸とした福祉・社会保障政策を維持しつつも、上記のような新たな問題を解決する必要に迫られる段階にきていると言える。

## 参考文献及び Website

- ・ CLAIR REPORT 177 『シンガポールの福祉政策』  
財団法人自治体国際化協会（1998年）
- ・ ジョン・アン 『シンガポールの高齢化と社会福祉政策』  
川島書店（1997年）
- ・ リー・クアンユー 『リー・クアンユー回顧録 [下]』  
日本経済新聞社（2000年）
- ・ *CENSUS OF POPULATION 2000 ADVANCE DATA RELEASE*  
Singapore Department of Statistics（2001年）
- ・ 広井良典、駒村康平 『アジアの社会保障』  
東京大学出版会（2003年）
- ・ 井伊雅子 『アジアの医療保障制度』  
東京大学出版会（2009年）
- ・ CLAIR REPORT 398 『医療制度と医療ツーリズムに見るシンガポールの戦略』  
財団法人自治体国際化協会（2014年）
- ・ シンガポール政府 <http://www.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・社会・家族開発省 <http://www.msf.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・国家社会福祉審議会 <http://www.ncss.org.sg>
- ・ シンガポール政府・保健省 <http://www.moh.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・人的資源省 <http://www.mom.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・中央積立基金庁 <http://www.cpf.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・教育省 <http://www.moe.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・国家開発省 <http://www.mnd.gov.sg>
- ・ シンガポール政府・財務省 <http://www.mof.gov.sg>